

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度鯖江市一般会計補正予算(第10号))

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月24日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第3号

令和4年度鯖江市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度鯖江市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,745,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月10日

鯖江市長 佐々木 勝久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		325,668	4,000	329,668
	1 繰越金	325,668	4,000	329,668
歳入合計		28,741,900	4,000	28,745,900

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,526,760	4,000	2,530,760
	1 教育総務費	423,351	4,000	427,351
歳出合計		28,741,900	4,000	28,745,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 繰越金	325,668	4,000	329,668
歳入合計	28,741,900	4,000	28,745,900

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2,526,760	4,000	2,530,760				4,000
歳出合計	28,741,900	4,000	28,745,900				4,000

2. 歳入

(款) 17 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	325,668	4,000	329,668
計	325,668	4,000	329,668

3. 歳出

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	170,942	4,000	174,942				4,000
計	423,351	4,000	427,351				4,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	4,000	前年度繰越金 4,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,210	調査委員会運営諸経費 4,000
8 旅費	19	1 報酬 1,210
10 需用費	26	8 旅費 19
11 役務費	50	10 需用費 26
12 委託料	2,640	11 役務費 50
13 使用料及び賃借料	55	12 委託料 2,640
		13 使用料及び賃借料 55